

# 和歌山県 温泉協会報

第 29 号 (令和 4 年 3 月)

発行 和歌山県温泉協会

〒640-8585 和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県環境生活部環境生活総務課内

TEL 073-441-2674

<https://www.wakayama-onsen.jp/>

## 令和 3 年度総会の御報告

### 【総会】

令和 2 年度の事業報告・決算及び令和 3 年度の事業計画・予算について、総会において原案のとおり承認されました。

なお、総会及び理事会については、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による議決としました。

### 令和 2 年度決算

#### 【歳入】 (単位:円)

科	目	決算額		
会	費	1,050,000		
繰	越	金	1,123,008	
寄	付	金	0	
協会報	広告掲載料	0		
雑	収	入	11	
歳	入	合	計	2,173,019

### 令和 3 年度予算

#### 【歳入】 (単位:円)

科	目	予算額		
会	費	1,041,000		
繰	越	金	1,402,375	
寄	付	金	1,000	
協会報	広告掲載料	30,000		
雑	収	入	125	
歳	入	合	計	2,474,500

#### 【歳出】 (単位:円)

科	目	決算額			
事	務	費	96,380		
事	業	費	674,264		
支	部	交	付	金	0
予	備	費	0		
歳	出	合	計	770,644	

#### 【歳出】 (単位:円)

科	目	予算額			
事	務	費	220,000		
事	業	費	1,300,000		
支	部	交	付	金	100,000
予	備	費	854,500		
歳	出	合	計	2,474,500	

### 令和 2 年度事業報告

- 理事会の開催 (書面開催)
- 総会の開催 (〃)
- 協会報の発行 (3 月)
- 温泉利用促進事業の実施
  - ・温泉スタンプラリーの実施

### 令和 3 年度事業計画

- 理事会の開催
- 総会の開催
- 協会報の発行
- 温泉利用促進事業の実施
  - ・温泉スタンプラリーの実施

## ～ 温泉協会スタンプラリー ～

本県の温泉の魅力を発信することを目的とした「温泉スタンプラリー」を今年度も実施しました。（期間：令和3年12月10日～令和4年2月28日）320通の応募をいただき、抽選の結果、200人の方に協会オリジナルきいちゃんクオカードをお送りしました。

また、例年どおりスタンプラリーと併せて、アンケート調査を実施したところ、次のとおりとなりました。



スタンプラリー表紙

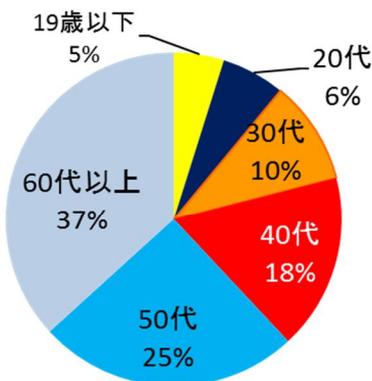
### 利用施設トップ10

- 1 滝原温泉 ほたるの湯
- 2 かなや明恵峡温泉
- 3 有田川温泉 光の湯
- 4 天然紀州黒潮温泉
- 5 湯浅温泉 湯浅城
- 6 花山温泉 薬師の湯
- 7 中津温泉 あやめの湯「鳴滝」
- 8 ホテルシーモア
- 9 神通温泉
- 10 えびね温泉

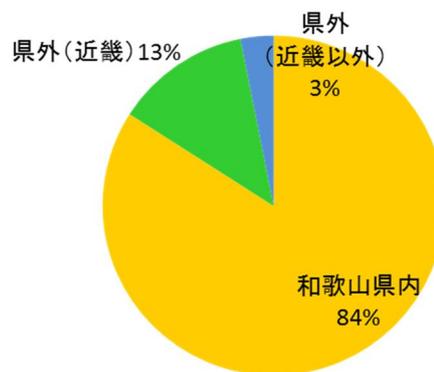
### お気に入りトップ10

- 1 滝原温泉 ほたるの湯
- 2 かなや明恵峡温泉
- 3 有田川温泉 光の湯
- 4 花山温泉 薬師の湯
- 5 湯浅温泉 湯浅城
- 6 えびね温泉
- 7 ホテル浦島
- 8 椿はなの湯
- 9 季楽里龍神
- 10 湯処 むろべ
- 10 龍神温泉 元湯

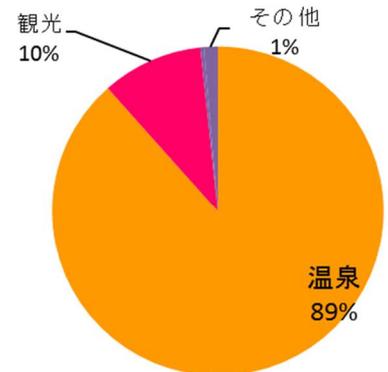
### 参加者の年代



### 参加者の住所



### 参加者の目的



## ～ 県内温泉地が選ばれました ～

### ■温泉総選挙2021（主催：旅して日本プロジェクト）

温泉総選挙2021（主催：旅して日本プロジェクト）において、歴史・文化部門第1位に「南紀勝浦温泉」が選ばれました。

### ■楽天トラベル温泉人気ランキング（主催：楽天）

楽天トラベル温泉人気ランキング（主催：楽天）において、同社が運営する旅行予約サービス「楽天トラベル」の令和3年1年間の人気温泉地ランキング第3位に「白浜温泉」が選ばれました。

☆ おめでとうございます ☆

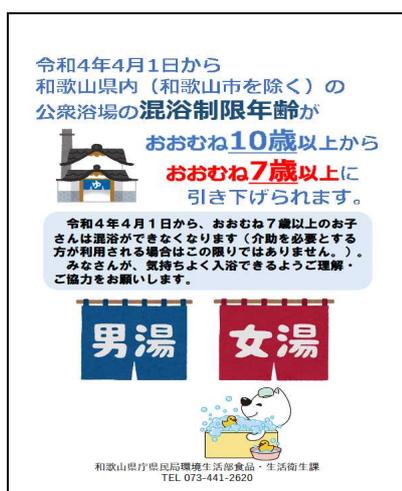


## ～公衆浴場における混浴制限年齢の引き下げについて～

令和2年12月に国の「公衆浴場における衛生等管理要領」が改正され、混浴に関するトラブル防止などの観点から、公衆浴場における混浴制限年齢が「10歳以上」から「7歳以上」に引き下げられました。

和歌山県（和歌山市を除く）では、公衆浴場衛生基準等に関する条例により混浴制限年齢を「おおむね10歳以上」としてきましたが、このたびの国の要領改正に合わせて「おおむね7歳以上」に引き下げる条例改正を行い、令和4年4月1日から施行することとしました。詳しい内容につきましては、ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/d00208710.html>）をご確認ください。

対象施設：公衆浴場法に基づく許可を受けて営業している県内（和歌山市を除く）の公衆浴場



← 県民の皆様幅広く周知するため、チラシを作成しましたので、御活用ください。  
※チラシは上記ホームページから印刷できます。

お問合せ先  
和歌山県 食品・生活衛生課 073-441-2620(直通)



## ～補助金情報～

温泉供給設備が老朽化しているので改修を検討したい  
温泉供給設備にかかっている光熱費を抑えたい  
地球温暖化対策に何か取り組みたい、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を削減したい

そんなお悩みをお持ちの方に向けて、令和4年度、環境省で省エネ設備導入を支援する補助金が事業化されています。

### 温泉供給設備高効率化改修による省CO<sub>2</sub>促進事業

対象事業： 温泉施設において運用している設備に関して、以下①、②のうちいずれかもしくはその両方の改修を行うことで、当該設備のエネルギー消費量及びCO<sub>2</sub>排出量を削減する事業又はその計画策定を行う事業

- ① 設備のエネルギー効率と密接な関係のある部品・部材のうち、効率低下の原因となっているものの交換を行い、当該設備のエネルギー効率を現状より改善する事業（ポンプ、ケーシング管、制御盤、貯湯槽、配湯管等）
- ② 改修を行う設備等に部品・部材を付加することで、当該設備のエネルギー乗率を現状より改善する事業（断熱ジャケット、インバーター、ケーシング管等）

対象者：民間企業、地方公共団体、一般社団法人等、地域における温泉の管理や配湯を行う組合等

補助率：計画策定事業 4分の3（上限1,000万円）、設備導入事業 2分の1

募集時期：令和4年5月～6月頃（予定）

※ 詳細については、令和4年4月以降に執行団体が決定した後、当該団体のHP等にて公開されます。

お問合せ：環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室

電話 03-5521-8280 FAX 03-3595-0029

## 温泉成分の定期的な分析と掲示内容の更新はお済みですか？

### ～ 10年ごとに温泉成分の分析が必要です ～

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者（ホテル、旅館や公衆浴場等の温泉利用事業者）には、10年ごとに温泉の成分分析を受け、その内容を掲示することが義務付けられており（温泉法第18条第3項）、違反すると罰則（30万円以下の罰金）が適用されます。

温泉利用事業者の皆様は、温泉分析書の期限切れに注意してください。

また、温泉利用事業者に温泉を供給している温泉供給事業者の皆様は、供給先の温泉利用事業者に対し、掲示内容を適切に更新するよう注意喚起をお願いします。

#### 和歌山県内温泉成分分析機関

和歌山県環境衛生研究センター 073-423-9570

一般社団法人和歌山県薬剤師会 073-427-1790

全国の分析機関は、環境省のホームページで御覧いただけます。

[http://www.env.go.jp/nature/onsen/contact/bunseki\\_list.pdf](http://www.env.go.jp/nature/onsen/contact/bunseki_list.pdf)

分析機関ごとに料金設定が異なります。詳しくは各機関にお問い合わせください。

### ～温泉のモニタリングに御協力ください～

- 温泉は貴重な資源であり、それを保護していくためには、湧出量や温度などを定期的に把握し、過剰な採取を抑制することが重要です。採取者の皆様には、温泉モニタリングを実施いただき、源泉の所在地を管轄する保健所（和歌山市内の場合は、県庁環境生活総務課）に報告いただきますよう御協力をお願いします。

#### (1) モニタリング実施主体

温泉法第14条の2により温泉の採取の許可を受けた方又は温泉法第14条の5の可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた方

#### (2) 頻度及び項目

(頻度) 月1回

(必須項目) 温度、湧出量及び水位

(望ましい項目) 天候、気温及び降水量

【注】自噴源泉など水位の測定が困難な場合は、温度及び湧出量を測定してください。

降水量は、気象庁のホームページ (<https://www.jma.go.jp/>) にあるアメダスのデータなどを参考にしてください。

#### (3) モニタリング記録表

測定結果については、所定の「モニタリング記録表」に記入してください。

#### (4) モニタリング結果の報告時期

前年度の「モニタリング記録表」について、毎年5月まで

提出方法は、持参、郵送、メール送信、FAX送信のいずれかによりお願いします。

#### ◆温泉法に関することは、管轄の保健所へお問合せください

和歌山市保健所	健康推進部生活保健課 環境保健班	073-488-5113
海南保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	073-483-8825
岩出保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0736-61-0048
橋本保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0736-42-5443
湯浅保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0737-64-1293
御坊保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0738-24-3617
田辺保健所	衛生環境課 環境グループ	0739-26-7934
新宮保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0735-21-9631
新宮保健所(串本支所)	保健環境課 衛生環境グループ	0735-72-0525
和歌山県(本庁)	環境生活総務課 環境計画班	073-441-2674